



## 高萩市公告第8号

一般競争入札（郵便入札）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月23日

高萩市長 大部 勝 規



### 1 入札対象物件

- |               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 物品番号      | 8物第7号                               |
| (2) 物品名       | ICT教育用タブレットソフトウェア購入                 |
| (3) 品質・規格・数量等 | 別紙仕様書のとおり                           |
| (4) 利用期間      | 高萩市が指定する日から60ヵ月<br>(令和8年8月から利用開始予定) |

### 2 入札参加資格

本物品納入の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 高萩市建設工事等入札参加資格審査要項（平成8年高萩市告示第12号）に基づき、一般競争入札に参加する資格を有する者。
- (2) 「文具・事務機器類」の「事務機器」について、高萩市建設工事等入札参加資格者名簿（令和7・8年度）に登載されていること。
- (3) 茨城県内に主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）を有する者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく高萩市の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (6) 入札を執行する日において、高萩市建設工事等請負業者指名停止等措

置要領の規定による指名停止の措置を受けていないものであること。

### 3 入札参加資格の確認等

高萩市一般競争入札実施要綱（平成20年高萩市告示第26号）に基づき、参加資格の申請については下記のとおりとする。

(1) 本物品納入の入札参加を希望する者は、あらかじめ一般競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）1部を郵送により提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

(ア) 申請書等の提出日時・場所

・提出日時

令和8年3月30日（月）から令和8年4月3日（金）午後5時必着とする。

・提出場所

高萩市役所 企画総務部 総務課 管財 G

(イ) 申請書の作成説明会

実施しない。

(ウ) 申請書のヒアリング

実施しない。

(エ) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として5日以内（休日を除く。）に回答する。

(2) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求められることができる。ただし、説明を求める場合には(1)(エ)の通知に記載された日の翌日から令和8年4月14日（火）午後5時（必着）までに企画総務部総務課長あての書面により行わなければならない。

(3) 提出日時までに申請書及び資料を提出しない者、又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

### 4 質問書の提出

この物品入札における仕様書に質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面を郵送により行うこと。なお、ファクシミリによるものは受付しない。

・質問受付期間

令和8年3月24日（火）から令和8年4月14日（火）午後5時必着とする。

・書面の提出先

高萩市 教育委員会 教育総務課

・質問回答

令和8年4月16日(木)に高萩市ホームページに掲載する。

## 5 納入物品説明会

実施しない。

## 6 入札方法等(郵便入札)

- (1) 入札書は、郵送(一般書留、簡易書留、配達証明に限る。)により提出することとし、令和8年4月27日(月)午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守すること。
- (4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書は引き換え又は変更は認めない。
- (8) 再入札は2回まで行うことが出来る(初度入札とも3回までとする)。ただし、2回目以降の入札については、企画総務部総務課が入札参加者宛てに電話連絡する。入札参加者は指定された時刻までにFAXにより、再度入札書を提出する。FAX送信後は、必ず企画総務部総務課へ電話連絡すること。指定時刻を過ぎて到達した入札書は、無効とする。なお、

原本は速やかに郵送（一般書留又は簡易書留。二重封筒は不要）又は持参すること。

(9) 落札者は、予定価格以下で最低の価格の申込者とする。

7 入札執行の日時

令和8年4月28日（火）午前9時00分から（郵便入札）

8 予定価格 事後公表とする。

9 入札保証金 免除する。

10 契約保証金

高萩市財務規則第108条第2項第3号により免除する。

11 契約書作成

別冊物品契約書により、契約書を作成するものとする。

12 契約の効力

本物品納入に係る物品契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得た日から本契約とする。

13 支払条件

物品納入検査完了後一括払いとし、前払い及び部分払いは行わない。

14 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について、不正の行為があった場合。

(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合。

(ウ) 指定の提出期日までに到着しない場合。

(エ) 入札書を2通以上提出した場合。

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者で

あっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札時点において2に掲げる競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

#### 15 その他

(1) 提出された資料は、返還しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用したりすることはしない。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札をした者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 不明の点については下記に照会すること。

##### (ア) 公告内容

高萩市役所 企画総務部 総務課 管財G

TEL 0293-23-2119

##### (イ) 物品納入内容

高萩市教育委員会 教育総務課

TEL 0293-23-1131